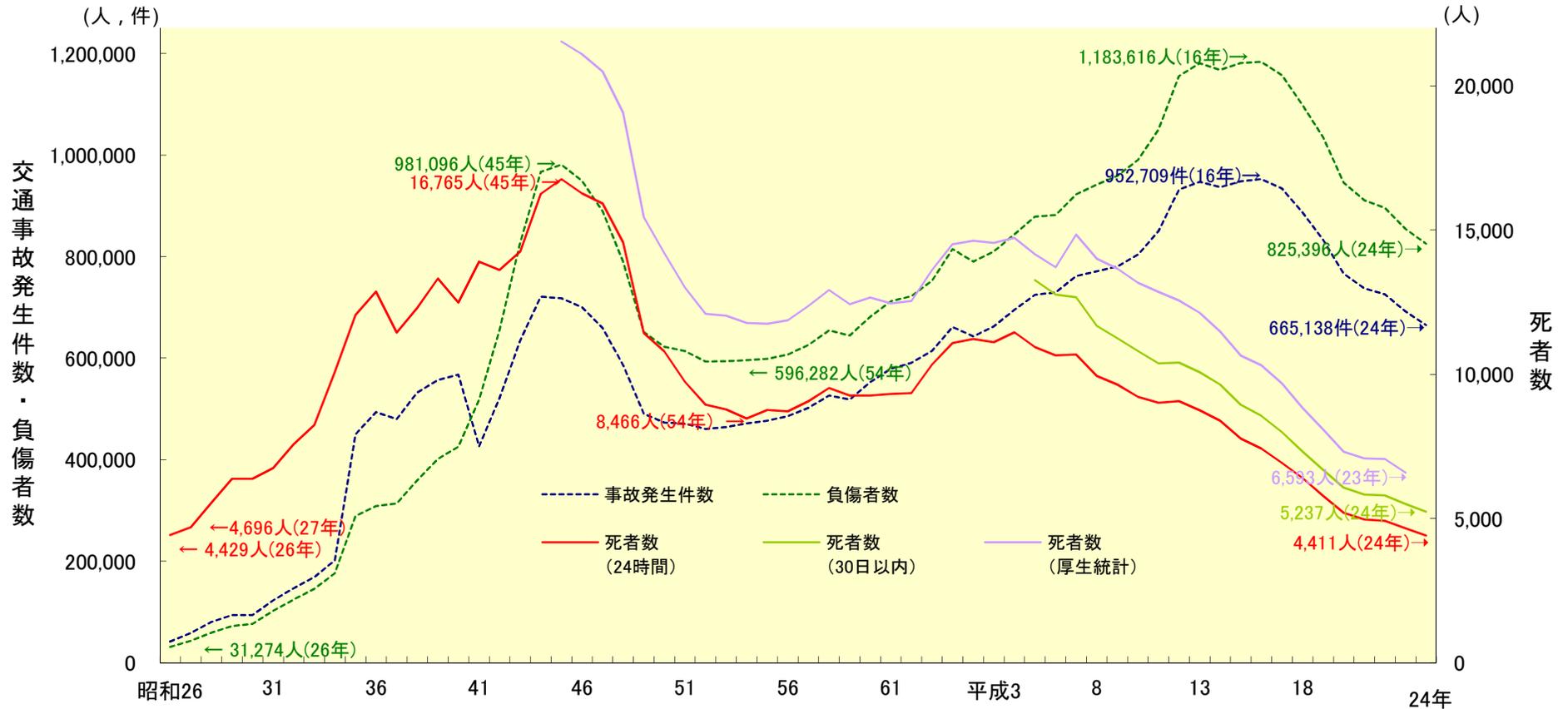


## 平成 24 年の交通事故の発生状況について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

交通安全対策担当

## 道路交通事故による交通事故発生件数、死者数及び負傷者数



注1 警察庁資料による。

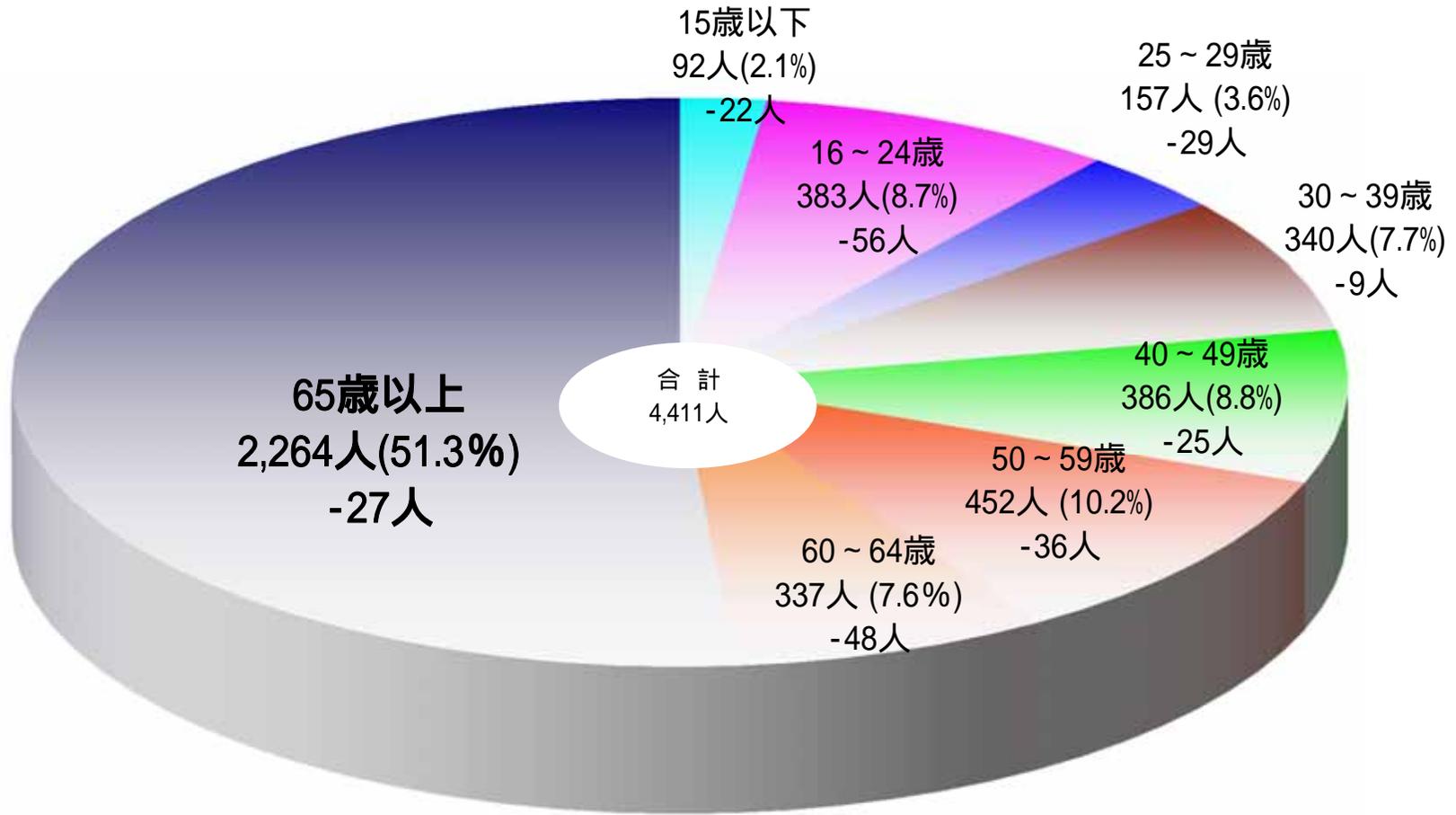
2 昭和41年以降の件数には、物損事故を含まない。また、昭和46年までは、沖縄県を含まない。

3 「24時間死者」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両等及び列車の交通によって発生した事故により24時間以内に死亡したものをいう。

4 「30日以内死者」とは、交通事故発生から30日以内に死亡したものを(24時間死者を含む。)いう。

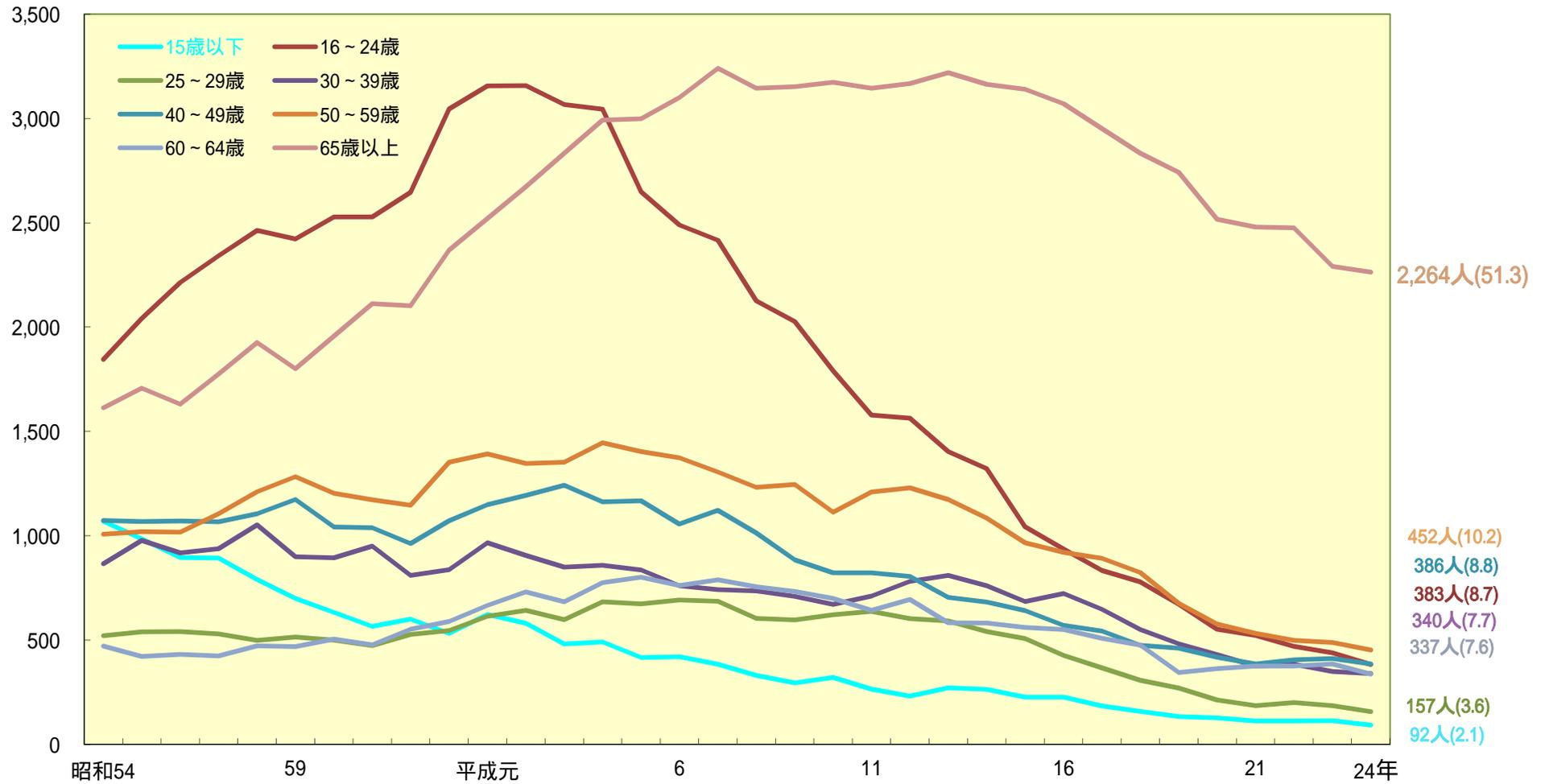
5 「厚生統計の死者」は、警察庁が厚生労働省統計資料「人口動態統計」に基づき作成したものであり、当該年に死亡した者のうち原死因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く。)をいう。なお、平成6年までは、自動車事故とされた者を、平成7年以降は、陸上の交通事故とされた者から道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。

### 年齢層別交通事故死者数(平成24年)



注 警察庁資料により作成。

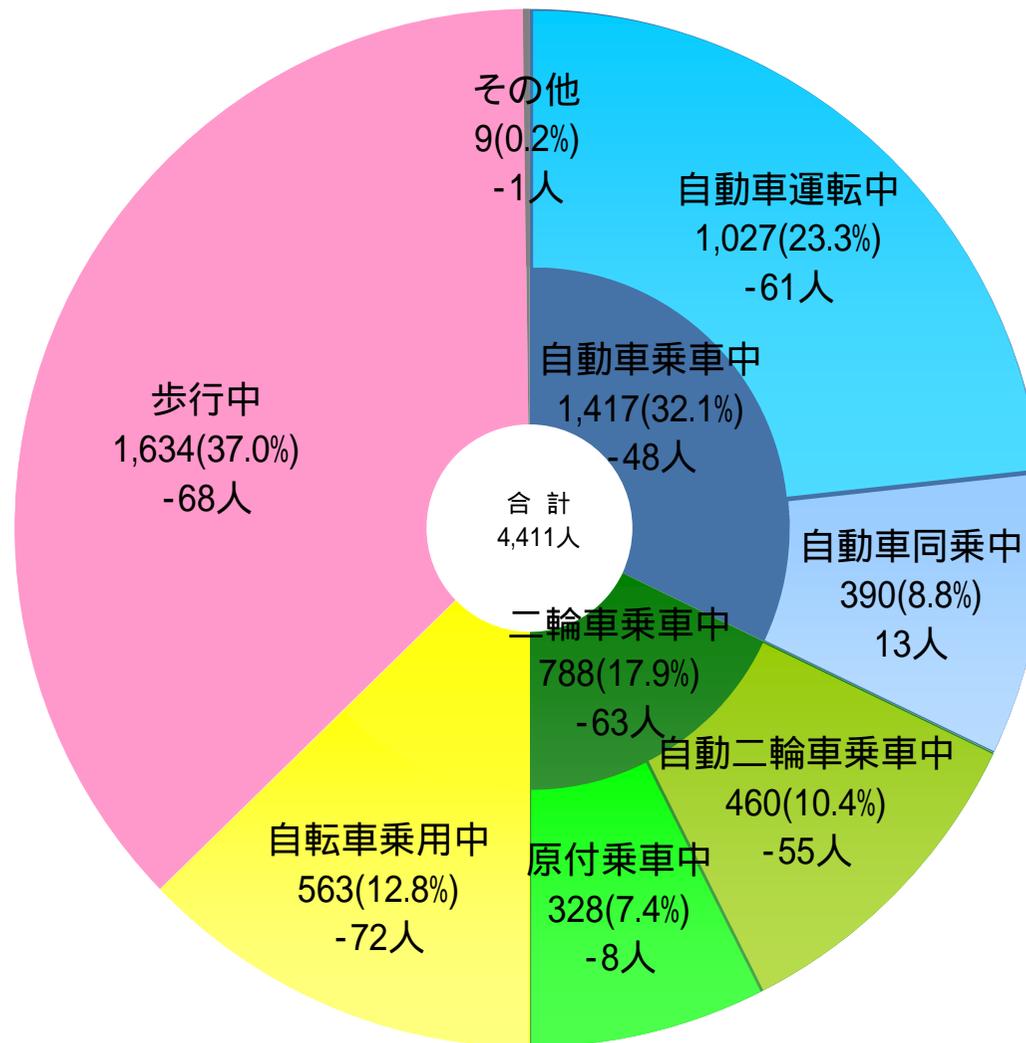
## 年齢層別交通事故死者数の推移



注1 警察庁資料による。

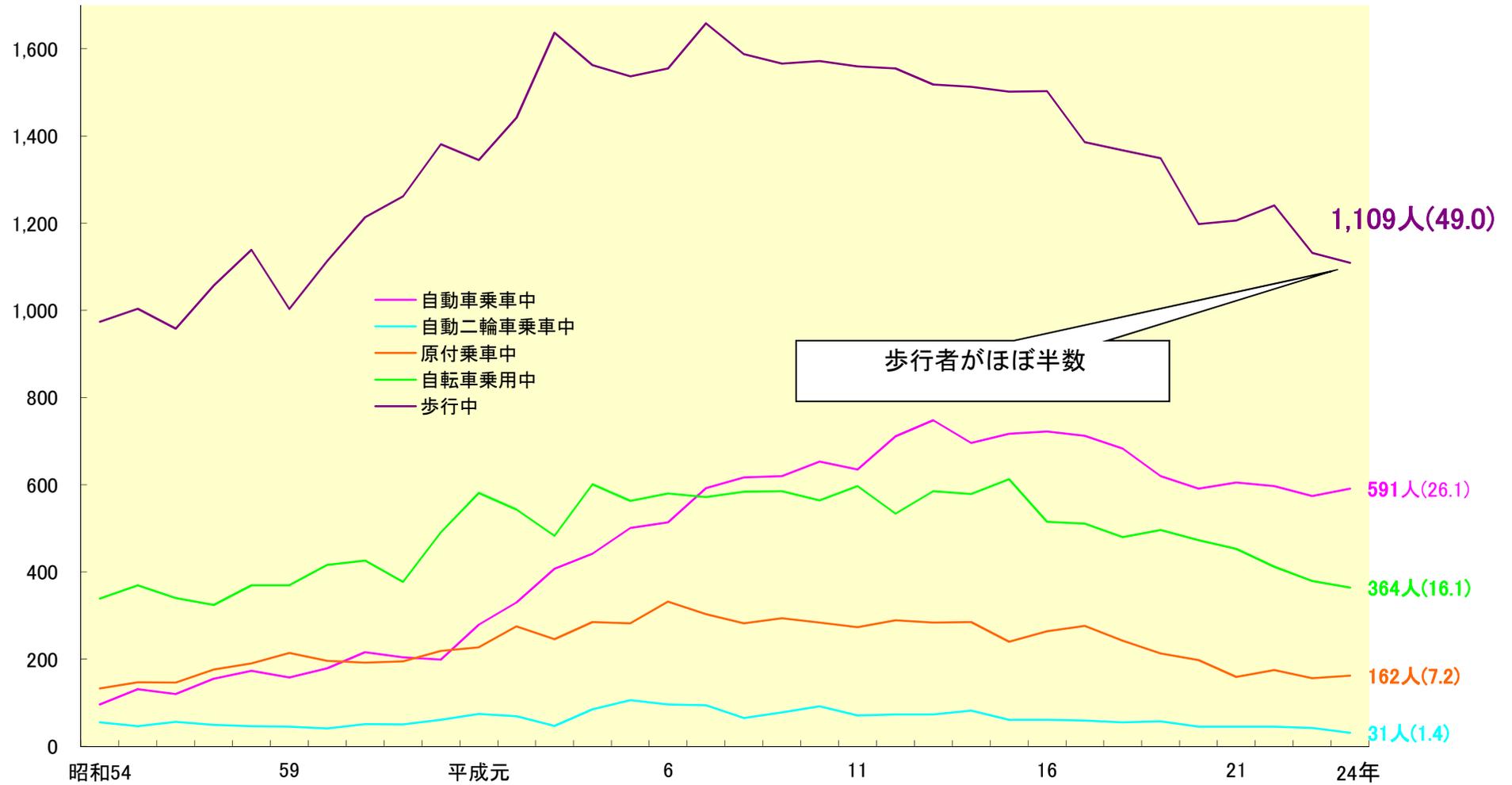
注2 ( )内は、年齢層別死者数の構成率(%)である。

# 状態別交通事故死者数(平成24年)



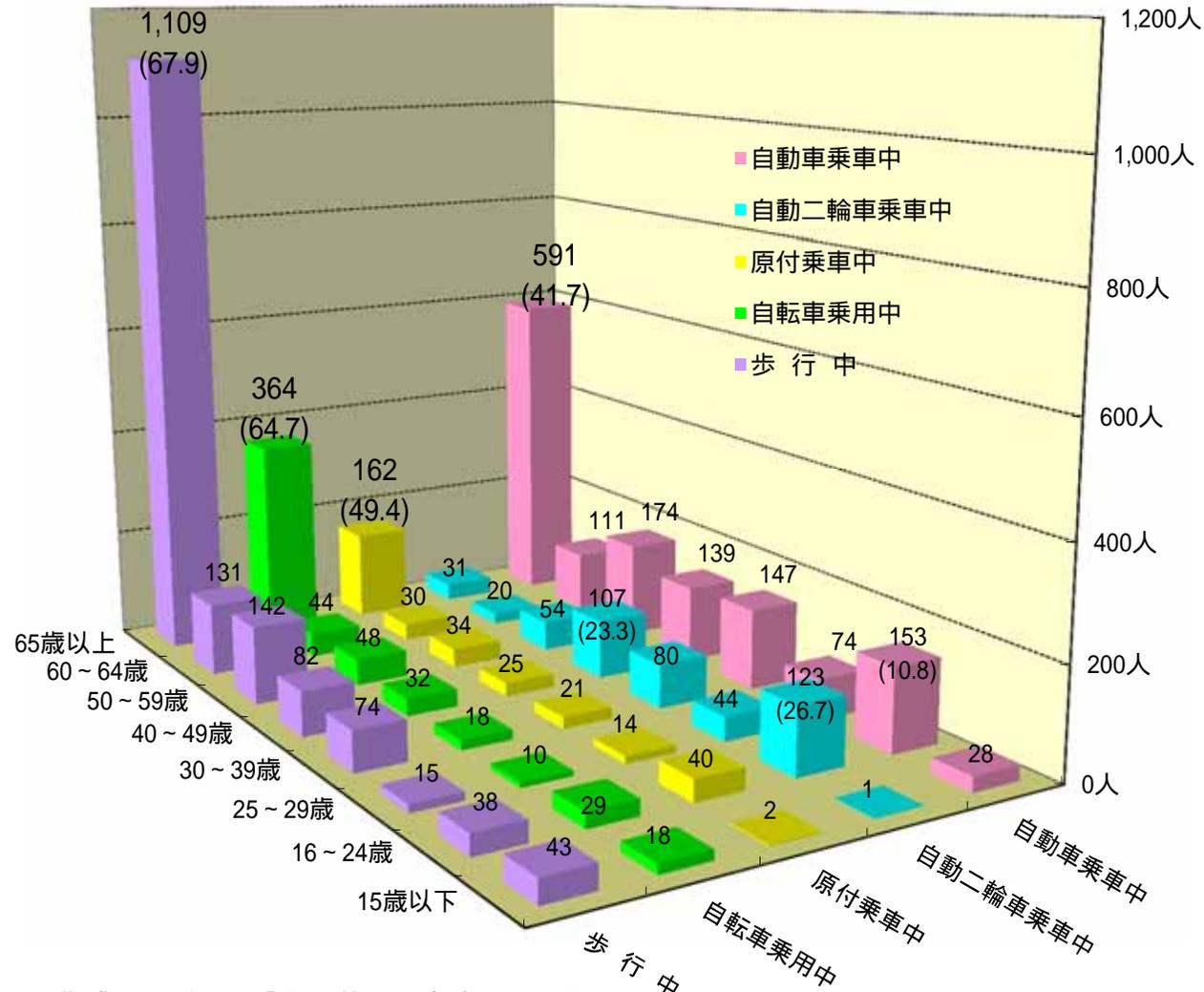
注 警察庁資料による。

## 高齢者の状態別交通事故死者数の推移



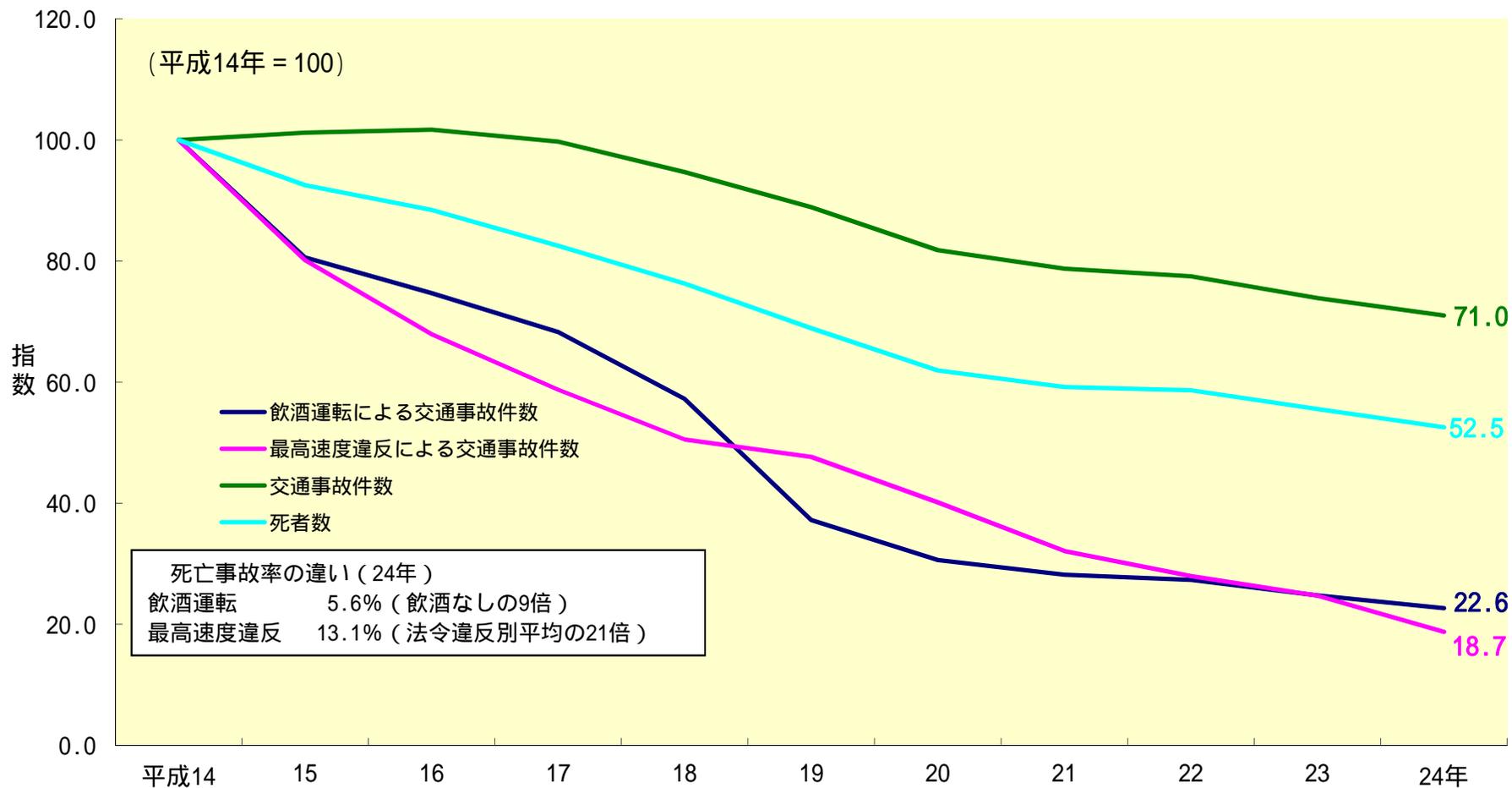
注1 警察庁資料による。ただし、「その他」は省略している。  
 2 ( )内は、高齢者の状態別死者数の構成率(%)である。

### 平成24年中の状態別・年齢層別交通事故死者数



注 警察庁資料により作成。ただし、「その他」は省略している。

## 飲酒運転・最高速度違反による交通事故件数及び死者数等の推移



注 警察庁資料により作成。